

豊田市青年等就農計画認定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）及び農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号）に基づき、青年等就農計画（以下「就農計画」という。）の認定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 法第14条の4第1項の認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、青年等就農計画認定申請書（様式第1号）を第8条に規定する審査会開催月の前月10日までに市長に提出しなければならない。

(認定対象者)

第3条 就農計画の認定対象者は、農業経営者になる強い意欲を有し、次のいずれかに該当する者（以下「青年等」という。）で、農業経営を営もうとする者とする。ただし、すでに農業経営を開始した青年等であって、5年を経過しない青年等も含む。

(1) 50歳未満の者（以下「青年」という。）。

(2) 65歳未満で、近代的な農業経営を担当するにふさわしい者となるために活用できる知識及び技能を有し、次のいずれかに該当する者（以下「青年以外」という。）。

ア 商工業その他事業の経営管理に3年以上従事した者

イ 商工業その他事業の経営管理に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者

ウ 農業又は農業に関連する事業に3年以上従事した者

エ 農業に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者

オ アからエまでに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(3) 青年及び青年以外の者が役員の過半数を占める法人で、法人が営む農業に従事すると認められる者が当該法人の役員を過半数を占めている法人

(認定等)

第4条 市長は、第2条の認定の申請があった場合において、その就農計画が別表に掲げる認定基準に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

2 市長は、就農計画の認定の可否を決定しようとするときは、あらかじめ第8条に規定する審査会の意見を聴くものとする。

3 市長は、第1項の認定をしたときは、青年等就農計画認定書（様式第2号）によりその旨を認定申請者に通知するものとする。

4 市長は、第1項の認定をしないときは、青年等就農計画不認定通知書（様式第3号）によりその旨を認定申請者に通知するものとする。

(変更の認定)

第5条 第2条から前条までの規定は、法第14条の5第1項の規定による変更の認定について準用する。

(報告等)

第6条 市長は、法第14条の4第1項の認定又は法第14条の5第1項の規定による変更の認定(以下「認定等」という。)を受けた者(以下「認定新規就農者」という。)の就農計画の達成に必要があると認めるときは、認定新規就農者に対し報告を求め、又は認定新規就農者を実地調査することができる。

2 市長は、前項の規定による報告又は調査の結果、就農計画の達成に必要があると認めるときは、認定新規就農者に対し、指導を行うものとする。

(認定の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、就農計画の認定を取り消すことができる。

(1) 認定新規就農者が就農計画に従って法第14条の4第2項第2号の目標を達成するためにとるべき措置を講じていないと認めるとき。

(2) 就農計画が第4条に規定する認定基準に該当しないものと認められるに至ったとき。

(3) 認定新規就農者が、青年等就農計画認定辞退届(様式第4号)を市長に提出したとき。

(4) 認定新規就農者が第3条に規定する認定対象者に該当しなくなったとき。

2 市長は、前項第1号に基づき認定の取消しを行うときは、あらかじめ第8条に規定する審査会の意見を聴くものとする。

3 市長は、第1項の規定により認定の取消しを行ったときは、青年等就農計画認定取消通知書(様式第5号)によりその旨を認定新規就農者に通知するものとする。

(審査会)

第8条 豊田市農業経営改善計画認定要綱第8条により設置する審査会は、法第14条の4第1項の認定、法第14条の5第2項に規定する認定の取消し、経営発展支援事業及び経営開始資金に関する審査をするものとする。

2 議長は必要に応じて、新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知)別記1第8の7及び別記2第7の2の(11)に定めるサポートチームを審査会に参集し、意見を求めることができる。

(農業委員会への通知)

第9条 市長は、認定等を行ったときは、その旨を豊田市農業委員会に通知するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、産業部農林振興室長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 8 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

	認定基準
<p>法第14条の4 第3項第1号</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 豊田市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）に照らし適切なものであること。 2 農業経営の定着する見込みが高く、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標に記載されている営農類型の4割以上を達成する見込みのある者 3 市内で就農し、農業経営の担い手となる可能性が見込まれる者 4 市の基本構想で定めている、就農から5年後の年間労働時間が1,800時間程度（主たる従事者）、250万円以上の所得が見込まれる計画ができています 5 すでに農業を営んでいるときは、不耕作地がないこと。ただし、認定日後1か月以内に改善されると判断できる場合はこの限りではない。 6 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。 7 ブロックローテーションに取り組んでいる地域で営農する際は、ブロックローテーションに協力していること。
<p>法第14条の4 第3項第2号</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 就農計画の達成される見込みが確実であること。 2 青年以外の個人が有する知識及び技能が、就農計画の目標達成のために適切なものであること。